

事務連絡
令和2年2月16日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について

平素より医療施設等の適切な運営に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け事務連絡）に基づく帰国者・接触者外来の設置等の対応を行っていただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等を図るため、医療法第7条第2項に規定する事項を変更する場合の手続について次のとおりいたします。貴職におかれましては、内容を十分御了知の上、管内医療機関へ周知を図っていただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、この取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることの重要性に鑑みたものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

記

病院又は診療所（臨床研修等修了医師でない者が開設するものに限る。）の開設者が新型コロナウイルス感染症に罹患した患者に対する医療の提供等のために医療法施行規則第1条の14第1項第8号（医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員）、第9号（敷地の面積及び平面図）、第11号（建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示するもの。))及び第12号（病院における診察室等の施設の有無及び構造設備の概要）に掲げる事項を変更しようとする場合であって、新型コロナウイルスのまん延防止を図るために当該変更を行う必要性が高く、当該医療機関の診療実績等に鑑みて医療法に規定する各種義務が履行されることが明らかであると都道府県知事等が認めた場合には、医療法第7条第2項に規定する都道府県知事等による許可については事後に行って差し支えないこと。ただし、この場合においても可能な限り速やかに許可申請等の手続を行うものとすること。

○本件についての問合せ先

厚生労働省医政局総務課

TEL : 03-5253-1111 (内線4158)

FAX : 03-3501-2048

E-mail : isei_soumu@mhlw.go.jp